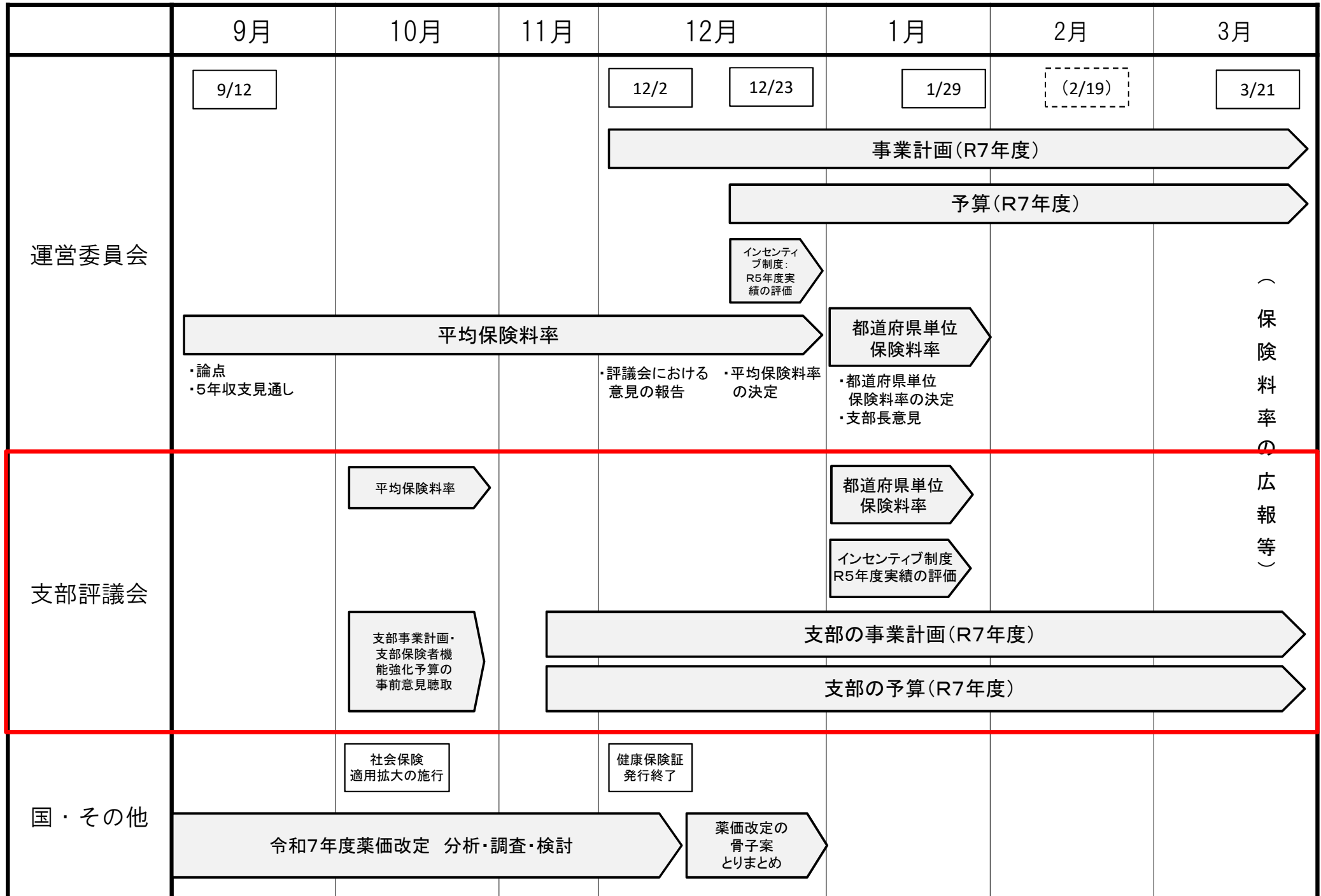


令和7年度保険料率について (都道府県単位の保険料率)



1. 令和7年度の保険料率について

保険料率決定までの流れ（運営委員会・支部評議会のスケジュール）



令和7年度 平均保険料率について（支部評議会における意見）

平均保険料率に対する意見の概要

令和7年度平均保険料率について		※（ ）内は昨年の支部数
① 平均保険料率10%を維持すべきという支部	36支部	(40支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	10支部	(6支部)
③ 引き下げるべきという支部	1支部	(1支部)

（保険料率の変更時期については、47支部すべてにおいて、4月納付分（3月分）からとすることに対して異論はなかった。）

【石川支部の個別意見】

- ・本部の試算結果について、実績と乖離していることが多くある。より精度の高い試算を示していただきたい。
- ・所得弾力性の考え方に明確な根拠がないと考える。あるのであれば、示していただきたい。本部の示すデータは10%維持に誘導しているように見える。
- ・平均保険料率が大きく上ったり下がったり変動することはよくない。できるだけ長く10%維持の安定運営をお願いしたい。
- ・今後の財政のことを鑑みると、平均保険料率10%は維持していくべきと考える。そのことを踏まえ、法定準備金残高について、医療給付費の急増といった不測の事態に対応するための短期的な側面と、財政の安定化という中長期的な側面があると思うが、そういった役割を基に法定準備金をどこまで積み上げていくのか、上限の目安を定め、それを超えた場合どう対応をするのか、協会として方向性を明確に示すべきである。
- ・協会けんぽの財政は赤字構造で国庫補助が今後の医療保険財政に大きな影響を及ぼすことから、国庫補助率の拡充について今後も要望が必要である。

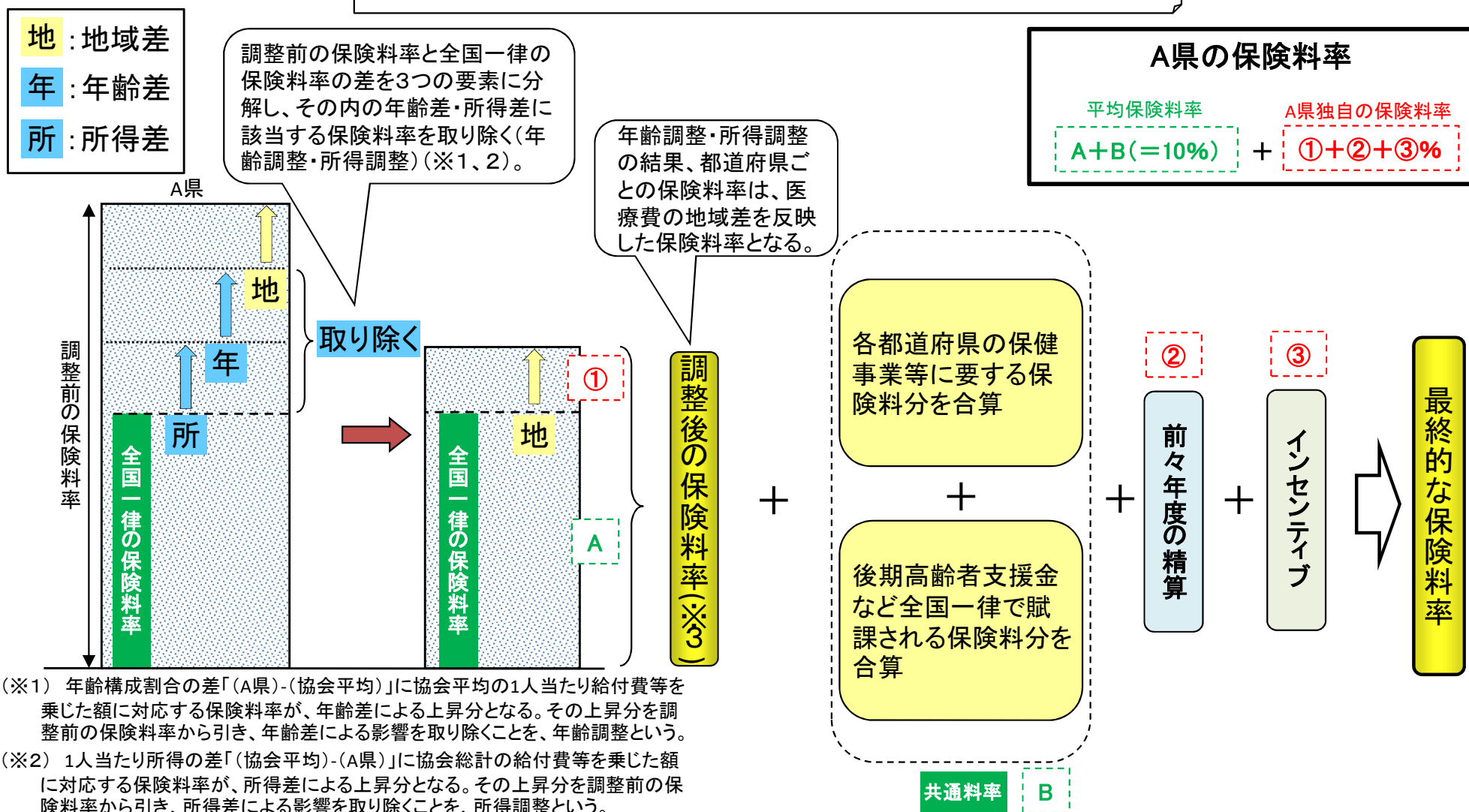
令和7年度 都道府県単位保険料率のポイント

- 令和7年度は、令和5年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は0.01%に据置き
- 4月納付(3月)分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



令和7年度 石川支部保険料率

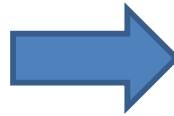
(A) 第1号都道府県単位保険料率		5.21	5.35	単位: %
医療給付費等	医療給付費／総報酬額	5.19	5.35	
	年齢調整	▲ 0.01	—	
	所得調整	0.04	—	
(B) 第2号都道府県単位保険料率		3.91	3.90	
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源抛 出 等	全支部共通	3.90	3.90	
	インセンティブ分 ※財源抛 出 分（全支部一律）	0.01	—	
(C) 第3号都道府県単位保険料率		0.78	0.78	
業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度の支部の収支差等	全支部共通	0.78	0.78	
	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合	—	—	
(D) 収入等の率		0.02	0.03	
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等	全支部共通	0.03	0.03	
	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合	▲ 0.01	—	
	インセンティブ分 ※上位15支部の場合	—	—	
令和6年度保険料率（A+B+C-D）		9.88	10.00	

注) 端数処理のため、計数が整合しない場合あり。

令和7年度 石川支部の保険料率

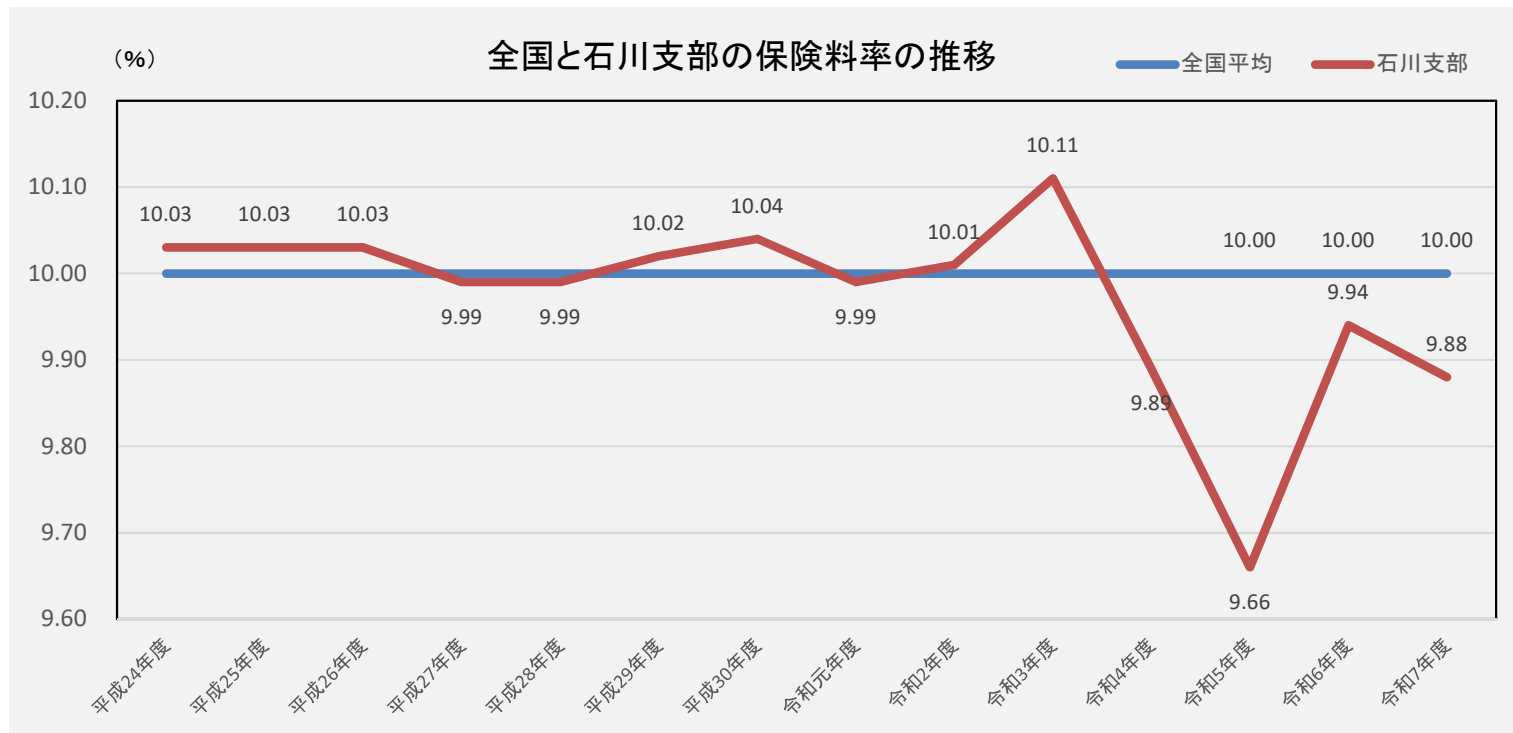
令和6年度

9.94%



令和7年度

9.88%



令和7年度 保険料率の他支部との比較

令和7年度都道府県単位保険料率における支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数	保険料率 (%)	支部数
10.78	1	9.99	1
10.47	1	9.97	2
10.41	1	9.94	2
10.36	1	9.93	2
10.31	3	9.92	1
10.25	1	9.91	1
10.24	1	9.89	1
10.21	1	9.88	1
10.19	1	9.85	1
10.18	1	9.82	1
10.17	1	9.80	1
10.16	1	9.79	1
10.13	1	9.77	1
10.12	1	9.76	1
10.11	1	9.75	1
10.09	1	9.69	1
10.03	2	9.67	1
10.02	1	9.65	1
10.01	1	9.62	2
		9.55	1
		9.44	1

石川支部

令和7年度 保険料率の他支部との比較

令和7年都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化(暫定版)

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.36	+540	2
+0.28	+420	1
+0.25	+375	1
+0.24	+360	3
+0.20	+300	1
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.16	+240	2
+0.15	+225	2
+0.14	+210	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.05	+75	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	4
+0.01	+15	2
0.00	0	1

28

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

18

石川支部

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

令和7年度の協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込 （2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	－	－	－	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	－	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和7年度 介護保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込額}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 463 円 （ 74,064円 → 73,601円） の負担減
〔月額〕 34 円 （ 5,440円 → 5,406円） の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

準備金の役割（イメージ）

保険料収入の増加分など

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円（※）

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※）国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

2023年度末の準備金残高

約

5.2
兆円

約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

2. インセンティブ制度について 令和5年度実施結果(報告)

インセンティブ制度の概要

- 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。
- 全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付ける。

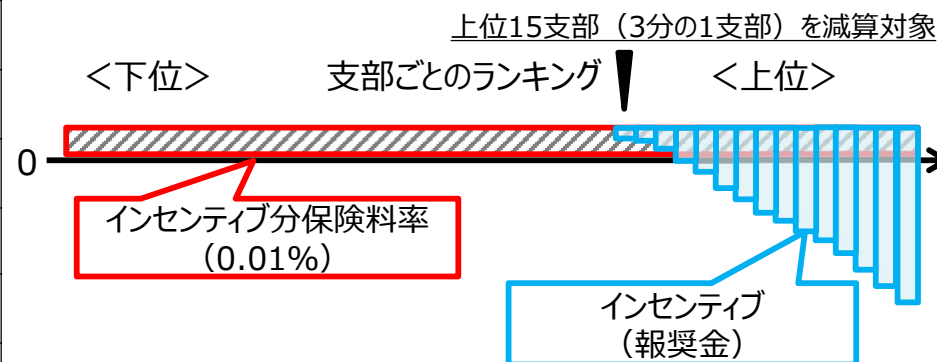
③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方

- 保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として0.01%（※）を盛り込んでいる。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【①評価指標・②評価指標ごとの重み付け】

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

【③支部ごとのインセンティブの効かせ方】

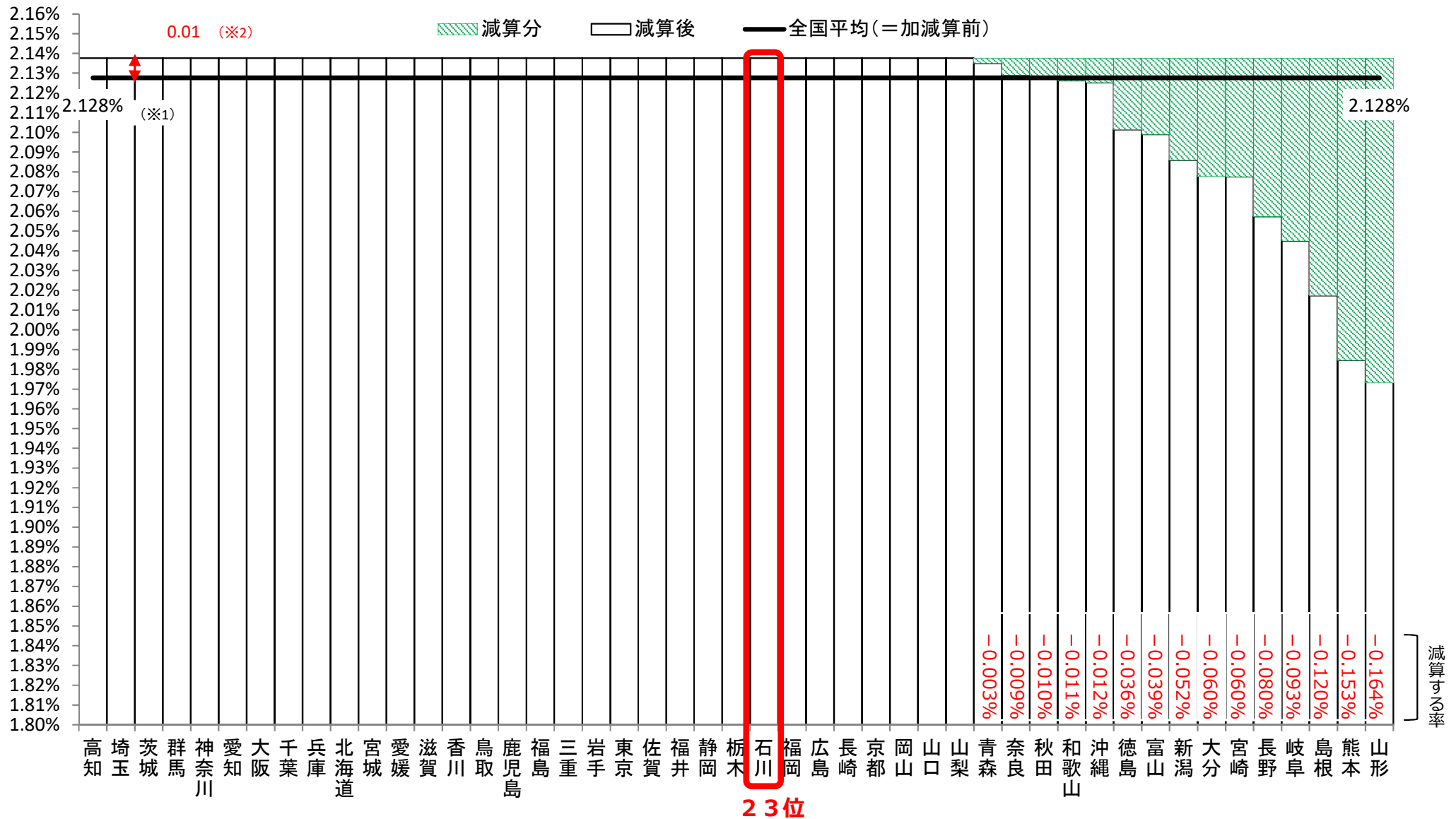


インセンティブ制度 令和5年度実績【4月～3月確定値】のデータを用いた試算

【令和５年度実績評価⇒令和７年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和 7 年度保険料率の算出に必要となる令和 7 年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和 7 年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることが留意が必要。

加算率0.01



※1 令和7年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和7年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和5年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.128%）で仮置きしている。

※2 令和7年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和5年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和7年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

インセンティブ制度に係る令和5年度実績【令和5年度確定値】

北海道支部～三重支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診動機基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		総得点		支部名
	70：配点		70：配点		80：配点		50：配点		50：配点				
	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	
北海道	80.9	6	65.8	30	56.2	43	48.3	26	48.2	24	299.4	38	北海道
青森	67.0	31	92.6	1	76.6	30	51.3	18	46.4	31	333.9	15	青森
岩手	73.1	20	63.0	36	85.4	18	38.9	46	54.6	14	315.0	29	岩手
宮城	65.0	35	70.2	22	58.7	42	49.7	22	56.7	8	300.4	37	宮城
秋田	75.1	17	73.8	16	66.6	40	64.0	5	56.1	9	335.6	13	秋田
山形	87.0	1	81.8	6	80.3	25	52.3	15	73.4	1	374.9	1	山形
福島	72.6	21	72.2	19	82.3	21	39.6	45	47.1	27	313.8	31	福島
茨城	60.7	41	64.6	32	51.3	46	40.7	44	50.0	20	267.2	45	茨城
栃木	71.9	22	77.3	10	78.3	27	49.1	24	43.2	41	319.8	24	栃木
群馬	61.1	40	59.0	41	55.4	45	48.5	25	50.7	18	274.7	44	群馬
埼玉	43.3	46	56.5	45	71.0	36	42.5	35	52.2	17	265.6	46	埼玉
千葉	57.5	44	63.7	33	77.0	28	51.2	19	46.3	32	295.7	40	千葉
東京	67.9	30	64.7	31	92.3	9	43.9	32	46.4	30	315.2	28	東京
神奈川	53.8	45	72.3	18	73.9	34	43.6	33	42.2	42	285.9	43	神奈川
新潟	78.1	9	70.8	21	89.1	13	50.4	20	57.9	6	346.3	8	新潟
富山	80.9	5	77.2	11	68.3	39	61.9	6	54.6	15	343.0	9	富山
石川	74.0	19	81.3	7	78.5	26	41.0	42	49.9	21	324.6	23	石川
福井	85.3	2	75.7	13	65.7	41	46.9	29	43.4	39	317.0	26	福井
山梨	80.5	7	75.5	14	71.4	35	60.1	8	45.6	34	333.2	16	山梨
長野	70.6	26	78.3	8	84.9	19	59.7	9	60.1	3	353.6	5	長野
岐阜	76.3	16	61.6	37	99.9	4	61.1	7	57.9	7	356.7	4	岐阜
静岡	66.0	32	60.9	39	90.2	11	53.8	14	47.9	25	318.8	25	静岡
愛知	69.6	28	68.0	25	70.3	38	32.2	47	48.7	23	288.8	42	愛知
三重	70.4	27	69.9	23	74.1	33	56.4	12	43.2	40	314.0	30	三重

インセンティブ制度に係る令和5年度実績【令和5年度確定値】

滋賀支部～沖縄支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		総得点		支部名
	70 : 配点		70 : 配点		80 : 配点		50 : 配点		50 : 配点				
	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	
滋賀	70.8	25	56.0	47	81.2	22	47.6	28	48.8	22	304.4	35	滋賀
京都	79.8	8	61.3	38	99.7	5	42.4	36	45.6	35	328.7	19	京都
大阪	58.2	43	58.9	42	86.6	15	42.2	37	44.7	38	290.7	41	大阪
兵庫	62.4	37	56.9	44	80.6	23	49.9	21	46.1	33	295.9	39	兵庫
奈良	59.1	42	56.3	46	112.8	2	66.3	3	40.9	45	335.4	14	奈良
和歌山	68.9	29	68.8	24	107.8	3	45.5	30	45.0	37	336.1	12	和歌山
鳥取	65.1	34	67.6	26	80.4	24	41.0	43	55.5	13	309.6	33	鳥取
島根	77.1	14	88.7	2	76.6	29	52.1	16	69.2	2	363.8	3	島根
岡山	77.9	10	86.1	5	56.1	44	68.5	1	41.5	44	330.0	18	岡山
広島	74.5	18	73.7	17	75.2	32	58.3	11	46.5	29	328.2	21	広島
山口	61.1	39	67.5	27	91.7	10	55.0	13	56.0	11	331.3	17	山口
徳島	71.4	24	74.3	15	118.4	1	42.7	34	35.6	47	342.4	10	徳島
香川	63.9	36	77.9	9	75.9	31	41.1	41	47.4	26	306.2	34	香川
愛媛	76.4	15	63.1	34	70.7	37	49.2	23	41.6	43	301.0	36	愛媛
高知	82.8	4	63.0	35	30.6	47	41.2	39	38.2	46	255.9	47	高知
福岡	77.8	11	72.0	20	88.1	14	42.0	38	46.5	28	326.4	22	福岡
佐賀	62.2	38	58.5	43	95.2	6	41.2	40	58.6	5	315.7	27	佐賀
長崎	71.5	23	60.3	40	94.0	7	52.1	17	50.5	19	328.4	20	長崎
熊本	77.4	13	87.3	3	86.3	17	65.4	4	55.6	12	372.1	2	熊本
大分	77.5	12	76.2	12	89.9	12	59.3	10	45.4	36	348.4	7	大分
宮崎	83.7	3	66.1	29	93.9	8	45.4	31	59.5	4	348.4	6	宮崎
鹿児島	36.2	47	66.2	28	86.3	16	66.7	2	56.0	10	311.4	32	鹿児島
沖縄	65.3	33	86.3	4	84.0	20	48.1	27	52.5	16	336.3	11	沖縄